

ID: 63

担当部署: 教育委員会 参事(風連生涯学習担当)

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>利用の許可</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>名寄市風連陶芸センター条例施行規則 第6条</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成18年教育委員会規則第38号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (利用申込み)                  第6条 条例第4条の規定以外に陶芸センターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ教育委員会と協議の上、風連陶芸センター利用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文、第5条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。                  (受講者の資格)                  第5条 陶芸センターの講習を受けることができる者は、原則として次の各号のいずれかに該当する者とする。                  (1) 市内に住所を有する者                  (2) 市内に通勤又は通学している者                  (3) その他教育委員会の許可を得て利用する者</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)                  第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。                  2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>1日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成28年8月15日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>